

2026 年 9 月吉日

【差出人】株式会社ハルエネ

〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-4-10 光ウエストゲートビル3F

電気供給約款等の変更に関するお知らせ ＜送配電事業者託送料金改定分の新設について＞

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、2026 年 11 月 1 日付にて電気供給約款および別冊を改定し、その内容の一部を変更いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。本書はご契約締結時にお送りしている申込確認書及び重要事項説明書とともに、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。なお、既にご解約済みのお客さまが入れ違いで本書を受領された場合は、ご容赦くださいますようお願いいたします。

敬具

記

■変更の概要

当社は、電気の託送を行う一般送配電事業者において、託送供給等約款に定める託送料金の改定が行われることを踏まえ、この改定に伴う差額に相当する額を、新たな請求項目「送配電事業者託送料金改定分」として新設いたします。

上記判断に基づき、当社は、当社の電気供給約款および別冊を改定し、本書をご案内するお客さまのご契約内容に、送配電事業者託送料金改定分の適用を追加いたします。（※2026年11月1日以降にご使用いただく電気の料金に適用します。）

なお、電源調達調整費が設定されているご契約プランにつきましては、送配電事業者託送料金改定分を電源調達調整費の内訳項目として含めてご請求いたします。電源調達調整費が設定されていないご契約プランにつきましては、送配電事業者託送料金改定分を独立した項目としてご請求いたします。

詳細は、「■変更の内容」にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

上記の変更に伴い、お客さまにご対応いただく事項はございません。

変更内容についてご不明点などがございましたら、「■お問い合わせ先」までご連絡ください。

■お問い合わせ先

カスタマーセンター 0570-001-296(受付時間 10:00～18:00／定休日 土日・祝日・年末年始)

■変更の内容(以下の内容を追加します。)

1. 概要

当社は、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金(以下「託送料金」といいます。)の改定により、現行託送料金が基準託送料金を上回ることとなった場合には、その差額に相当する額を、送配電事業者託送料金改定分として、2026 年 11 月 1 日以降にお客さまが使用する電気に係る料金の構成要素の一つに加算し、お客さまに請求いたします。
現行託送料金が基準託送料金を下回ることとなった場合には、当社は、当該差額に相当する額をお客さまに還元いたします。

2. 送配電事業者託送料金改定分の算定方法

送配電事業者託送料金改定分は、以下のイからハまでの定めにより算定される金額といたします。なお、金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てます。

イ 送配電事業者託送料金改定分の算定

送配電事業者託送料金改定分は、次の算定式により算定いたします。

送配電事業者託送料金改定分	$(\text{託送基本料金相当分} + \text{託送電力量料金相当分}) \times (1 + \text{消費税率})$
---------------	---

ただし、電力量料金の算定式において託送従量単価(各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものといたします。)を用いる契約種別につきましては、託送電力量料金相当分は適用せず、託送基本料金相当分のみを適用いたします。

ロ 託送基本料金相当分の算定

送配電事業者託送料金改定分のうち託送基本料金相当分は、供給区域ごとに以下の表に定める算定式により算定いたします。

北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、九州エリア

契約種別	区分	託送基本料金相当分の金額
従量電灯	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約容量(kVA)(※1)×(料金の各算定期間における現行託送基本料金単価(電灯)－基準託送基本料金単価(電灯))
低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力(kW)×(料金の各算定期間における現行託送基本料金単価(動力)－基準託送基本料金単価(動力))

関西エリア、中国エリア、四国エリア

契約種別	区分	託送基本料金相当分の金額
従量電灯	託送基本料金相当分(6kVA までの部分)	料金の各算定期間における現行託送基本料金(初期区分・電灯)－基準託送基本料金(初期区分・電灯)
	託送基本料金相当分(6kVA 超過部分)	料金の各算定期間の初日における 6kVA を超える契約容量(kVA) × (料金の各算定期間における現行託送基本料金単価(超過区分・電灯)－基準託送基本料金単価(超過区分・電灯))
低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力(kW) × (料金の各算定期間における現行託送基本料金単価(動力)－基準託送基本料金単価(動力))

沖縄エリア

契約種別	区分	託送基本料金相当分の金額
従量電灯	託送基本料金相当分	料金の各算定期間における現行託送基本料金(電灯)－基準託送基本料金(電灯)

低圧電力	託送基本料金相当分	料金の各算定期間の初日における契約電力(kW)×(料金の各算定期間における現行託送基本料金単価(動力)－基準託送基本料金単価(動力))
------	-----------	---

※1：契約電流(A)については10Aを1kVAに、契約電力(kW)については1kWを1kVAに、それぞれ換算して適用いたします。

なお、現行託送基本料金単価から基準託送基本料金単価を差し引いた額がマイナスとなる場合は、当該値により算定された金額(マイナスの額)を託送基本料金相当分とし、お客さまに還元します。

ハ 託送電力量料金相当分の算定

送配電事業者託送料金改定分のうち託送電力量料金相当分は、次の算定式により算定いたします。

託送電力量料金相当分	使用電力量(kWh)×(料金の各算定期間における現行託送従量単価－基準託送従量単価)
------------	--

なお、現行託送従量単価から基準託送従量単価を差し引いた額がマイナスとなる場合は、当該値により算定された金額(マイナスの額)を託送電力量料金相当分とし、お客さまに還元します。

3. 電力未使用時の取扱い

お客さまが電気を使用しなかった期間についても、送配電事業者託送料金改定分のうち託送基本料金相当分は、託送供給等約款における基本料金を2分の1とする規定の適用の有無にかかわらず、2分の1を乗じる前の金額を用いて算定するものといたします。

4. 日割計算が生じる場合の取扱い

契約の開始もしくは終了、契約種別の変更その他の事由により、料金の算定期間の中途において基本料金について日割計算が行われる場合、送配電事業者託送料金改定分のうち託送基本料金相当分についても、供給約款別表5(日割計算の基本算式)に定める算式に準じて日割計算を行います。

5. 基準託送料金の定義

基準託送料金とは、基準託送基本料金、基準託送基本料金単価および基準託送従量単価の総称とし、原則として2026年10月31日時点で一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金であって、各供給契約のプランに適用されるものと同一の単価をいいます。

ただし、北海道エリアについては、2025年10月の託送料金改定前の水準の単価を基準託送料金といたします。

6. 現行託送料金の定義

現行託送料金とは、現行託送基本料金、現行託送基本料金単価および現行託送従量単価の総称とし、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金(基本料金および電力量料金)のうち、それぞれ供給契約のプランごとに該当する単価を指すものといたします。このうち現行託送基本料金単価は、託送供給等約款上の契約容量による方式(主開閉器契約)の単価によります。

7. 託送料金改定時の算定方法

一般送配電事業者が託送供給等約款の改定により託送料金を変更する場合、当社は、当該一般送配電事業者が当該改定において定める適用の時点の別に応じて、次のイまたはロのとおり送配電事業者託送料金改定分の切替えを行うものとします。

イ 一般送配電事業者が特定の年月日をもって新たな託送料金の適用を開始することを定める場合
当該適用年月日が料金の算定期間の中途に属するときは、次のとおり算定するものとします。

- ① 託送基本料金相当分は、当該算定期間の初日から当該適用年月日の前日までの期間と、当該適用年月日から当該算定期間の末日までの日数により、按分して算定します。
- ② 託送電力量料金相当分は、当該算定期間の初日から当該適用年月日の前日までの期間と、当該適用年月日から当該算定期間の末日までの期間における電力使用量にて算定するものとします。

ロ 一般送配電事業者が需要場所ごとの検針の基準となる日をもって新たな託送料金の適用を開始することを定める場合

当該需要場所に係る検針の基準となる日以降に使用される電気について、新たな託送料金に基づき送配電事業者託送料金改定分を算定するものとします。

8. 算定が困難となった場合の例外対応

一般送配電事業者の託送料金の算定方法や区分等に変更が生じたことにより、上記の算定方法によることが困難となった場合には、当社は、その変更内容に応じて合理的と判断する方法により、送配電事業者託送料金改定分の算定方法を定めます。